2017年(平成29年度)複数年サイクル点検評価レポート【施策評価】

分野名 Ⅲ 魅力と活力ある快適な地域づくりの 施策 No. 30 施策名 魅力ある景観の形成 推進

	·											
目的、内容	優れた自然景観・都市景観を、法や条例等によって保全していくこととあわせ、地域の活力づくりにも活用することによって、地域の誇りとして積極的な保全につなげていけるよう取り組みます。											
副次的効果、外部効果等	観光、地域活性化の効果が期待できる。											
果等 関係は会に行政計画		地域とともに景観づくりにかかわることにより、コミュニティの強化(地域力向上)の効果が期待できる。										
関係法令、行政計画	景観法、大阪府景観条例、大阪府景観形成基本方針、大阪府景観計画											
等		屋外広告物法、大阪府屋外広告物条例 建築基準法(建築協定制度)										
国等の政策、社会情	在木坐十 <i>山</i> (连木圆龙响及)											
国寺の収束、社本情 勢等												
(参考)	2014	年度(決算	額)(千円) 2015 年度(決算額)(千円) 2016 年度(決算見込額)(千円)									
「講じた施策」に記	2014	十尺(八开)				<u> </u>						
載した施策事業コス			0				860,030	834,992				
ト	※タ年	きで「謙!゙。ナ	 た施策」への掲載車業が異たる。			- بر						
取組指標及び実績		会 名称 名称	把握方法				実績					
(施策効果の定量評	① 景観計画						26 件 2014 年度 30 件 2013 年度 46 件					
価)	受域にお ける建築 物の届出 件数		景観計画行為届出書受付台 帳により把握(大阪府景観計 画区域のみ)									
	<u> </u>	建築協定	 建築協定地区の概要調査に			20						
	地区数 ③ 景観計画 策定団体 の数		より把握 景観法活用状況調査(国土交 通省実施)により把握		(国土交	度 347地区、2010年度 336地区						
	I				<u> </u>							
施策の進捗状況	施策の	内容	進捗状況**	主な事	事業の名称	<u></u>	事業の実施状況					
	法や条例等による 優れた景観の保全		☆☆	良好	景観法に基づく良好な景観形成の誘導		よる良好な景観形成に向けた規	に合わせた景観行政を推進するため大阪府景観計画に 制誘導を実施するとともに、市町村が景観行政団体と				
							なるよう働きかけ、良好な景観					
			屋外広告物の				づき、屋外広告物の掲出について、法並びに条例に基					
	E to to E for a like				制、指導		づく規制・指導を実施					
	優れた景観の地域 の活力づくりへの 活用		**	水と光のまちて くり			平成 28 年 11 月に東定した「ぎわい創出や護岸のライトアッ	大阪都市魅力創造戦略2020」に基づき、水辺のにプ、遊歩道整備等を推進				
	公共事業等におけ る景観への配慮		☆☆	大阪府公共事業 景観形成指針に 基づく取組み		に	府公共事業景観形成指針」を定	割は大きいため、「大阪府景観条例」に基づき、「大阪め、大阪府が公共事業を実施するにあたり良好な景観必要な事項を定め、その実施に努める。				
				府道統	府道緑化事業		街路樹の樹木更新を含めた植栽 高木 426 本、低木約 9,800 2					
	美しい景観づくり に向けた適切な誘 導・規制		☆☆	法・条例に基づく規制、指導			景観法や景観条例により地域の 出、景観方針への配慮、基準へ)景観計画を定め、一定規模以上の建築物等の事前届 の適合を指導。				
	電線類の地中化の促進		☆☆	電線共同溝整線事業			「大阪府電線類地中化マスタープラン」に基づき、電線共同溝による電線類の地中化を推進 実績:約1.0km(2012年度)、約0.4km(13年度)					
	景観を阻害する行		☆☆	大阪美しい景観				、情報交換や普及啓発、自主的取組の支援など、良好				
	為等の抑制			議・	づく り 推 進 <i>会</i> 義・大阪府景観 珍成誘導推進協		な景観形成への取組みを推進す	ි දිං				
			組み									
評価	※進捗	仄况:☆☆>	☆計画以上の進 評価 評価		☆計画どま 理由等	30,	/☆計画以下の進捗/△計画と	る異なる事業内容で進捗 				
可Ш	施等口	的の達成	<mark>評価</mark> 順調に進捗し [−]			目罪之中	が其木方針に 関げる 2つの	の休玄(府足・東丵老とともにすすめス早知づくい				
	状況		る 適切		適切な規制	、阪府景観形成基本方針に掲げる3つの施策の体系(府民・事業者とともにすすめる景観づくり、 動切な規制・誘導による景観づくり、美しい景観づくりのための事業)に沿った施策・事業が実施 なれている。						
	事業・工程の進捗 状況		計画どおり進捗									
計画見直し又は改善 事項			見直し・改善点の 有無		見直し・改善点の内容等							
	目標		_									
	本文		無									
	工程表		_									
	その他の改善事項											
関係課室	住宅まる	ちづくり部、	都市整備部、	府民文·	化部							

環境総合計画 点検評価手法の適正さについて

評価結果について

計画の見直し又は改善方針について

部会委員によ		
る点検(所見)		